

単価契約仕様書

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

(担当 木村・塩見 電話 222-3433)

件 名	京都市中央斎場電子複写機による複写
形 状 ・ 寸 法	キヤノン iR-ADVC3935F 又は コニカミノルタ bizhubC360is、bizhubC361i 又は 富士フイルムビジネスイノベーション Apeos C3571 又は リコー IM C3510
予 定 数 量	モノカラー 3,900 枚×60 月＝ 234,000 枚 フルカラープリント 150 枚×60 月＝ 9,000 枚
契 約 期 間	令和9年4月1日 ～ 令和14年3月31日
契 約 条 件	(機器の設置場所及び設置台数) 1 当該物件の設置場所は京都市中央斎場事務室、設置台数は1台とする。 (予定数量) 2 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。予定数量に大幅な増減があっても、本市は何らの補償もしない。 (仕様) 3 機器の仕様は次のとおりとする。 ・複写機能 (1) フルカラーデジタル複写機であり、良好なコピーを安定して供給することができること。 (2) 最大 A3 判、最小 A6 判(はがきサイズ)のコピーが可能であること。 (3) A4判横でのファーストコピータイムがフルカラーで7.4秒以内、連続複写速度(分速)が35枚以上であること。 (4) 給紙は4段で、各段550枚以上用紙がセットできること。また本体側面に手差しトレイを有し連続自動100枚以上給紙が可能なこと。 (5) 25%から400%までのズーム機能を有すること。 (6) 自動濃度調整、自動用紙選択、センター／枠消去、回転コピーの各機能を有すること。 (7) ウォームアップタイムが、30秒以内であること。 (8) 同時に50枚までセットできる自動原稿送り装置を装備すること。

	(9) 予約コピー機能を有すること。 (10) ワンタッチで1部のみの試しコピーができるボタンを有すること。 (11) 一度に500枚スタック可能で3ポジションのステープル止め（針なし綴じにも対応）、スライドソートが可能なフィニッシャーを装備すること。 (12) マルチアクセス機能があり並行出力が可能なこと。 (13) 両面原稿から両面コピーを作成する完全自動両面機能を有すること。 (14) 職員以外の使用を制限することができる機能を有すること。 (15) グリーン購入法に適合していること。 (16) フィニッシャーを含めて、幅 1,200mm×奥行 800mm の範囲内に収まること。 (17) 操作の手順が分かりやすく表示される液晶タッチパネルを装備していること。 (18) 契約時における複写機の設置及び契約期間終了後の複写機の引取りを行うこと。 (19) 設置した複写機の故障、調整などの保守管理を完全に行い、これに要する経費を負担すること。 (20) 契約業者自身が部品の供給ができること。また、ドラム・トナー等の複写業務に必要な消耗・交換部品（用紙・ステイプル針を除く）を負担すること。 (21) 未使用品であること。 ・プリンター、スキャナ機能 (1) 無線 LAN にも対応のネットワークフルカラープリンター機能を有し、1024MB 以上のメモリーを装備していること。 (2) 印刷指示後、複合機側のみでカラーからモノクロへの変更及び部数の変更ができる機能を装備していること。 (3) ネットワークフルカラースキャナ機能を有し、フルカラーで毎分 25 枚以上の高速読み取りが可能であること。 (4) パソコンで OCR 変換をすることなく、テキスト付 PDF ファイルが作成可能であること。
--	--

	(支払い) 4 代金の支払い (1) コピー料金は、1 か月間の複写枚数に契約単価を乗じて算出し、供給業者が翌月上旬に京都市に請求すること。 (2) (1)における複写枚数は毎月月末に、中央斎場職員の確認を受けて算出すること。 (3) 京都市は供給業者から請求書を受け取ってから 30 日以内に代金を支払うものとする。 (秘密の保持) 5 受注者は、本業務の実施に当たり知り得た情報及び秘密を他人に漏らしてはならない。本業務が完了した後又はこの契約が解除された後においてもまた同様とする。 (1) 機器に内蔵されているハードディスクについて、暗号化及び残存データ消去の設定を行うこと。 (2) 複合機に装備されているUSBメモリやSDカードのスロットがある場合は、利用できないように無効化すること。 (3) 複合機と外部ネットワークの通信によるリモートサービス（遠隔診断、リモートファーム更新、自動検針等）は利用できないようにすること。 (4) 受注者は、契約期間を満了したとき、契約内容が変更されるとき、又はこの契約が解除されたときに複合機を撤去する際は、発注者の指示に従ってデータを消去しなければならない。 (特記事項) (予算が減額された場合等の途中解約) 1 発注者は、翌年度以降においてコピー料金に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。 2 前項の規定により発注者がこの契約を解除した場合において、受注者は、発注者が翌年度以降に支払いを予定していたコピー料金を請求することはできない。 3 受注者は、前項に定めるもののほか、第 1 項の規定により発注者がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、発注者に請求することはできない。
--	---

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。